

市営住宅明渡計画書

(来所の際にご持参、又はご返送くださるようお願いいたします。)

令和 年 月 日

住宅名	荘 棟 号	電話番号	— —
お名前		携帯番号	— — ※携帯番号についてもご記入をお願いします。

現在の明渡計画等について該当する箇所に☑をご記入ください。

なお、高額所得者でなくなる意見申出や明渡期限の延長申請については、別途、手続きをしていただきます。

- 1 転居先住宅のご予定について（翌年3月31日までに「転居先の契約」をする場合も含まれます。）

転居予定時期 令和 年 月頃

- ☐ 民間賃貸住宅へ転居する。
- ☐ 分譲住宅を購入又は自宅を建設する。
- ☐ 名古屋市定住促進住宅へ転居する。（申込要件の月額所得は、48万7千円以下です。）
- ☐ 公社賃貸住宅、都市再生機構（旧住宅公団）など公的賃貸住宅へ転居する。
- ☐ その他の方法で明渡す。

- 2 高額所得者でなくなる理由について

☆今後、世帯所得が減少して、月額所得が31万3千円を下回ることが明らかな場合

- ☐ 所得のある方が期限延長の最長である翌年9月末日までに定年退職する。

退職者名：

退職時期： 令和 年 月頃

- ☐ 去年または今年の世帯所得が減少する。

お名前：

減少理由：

- ☐ 翌年3月31日までに所得のある同居人が転出する。

転出者名：

転出時期： 令和 年 月頃

- 3 傷病による延長要件について

- ☐ 傷病者が入院治療を受けており、当該傷病者が単身又は同居者が未成年者若しくは70歳以上の高齢者のみである。 → 最長1年（明渡期限からは6ヶ月）の期限延長
- ☐ 本人又は同居者が日常的な外出が不可能な状態で、年間治療費控除後の収入認定月額が21万4千円以下となる。 → 最長1年（明渡期限からは6ヶ月）の期限延長

* お答えいただいた内容について、公社よりお電話にて連絡させていただくことがございます。
明渡相談窓口の電話番号（052 - 523 - 3882 または 3885）の着信がございましたら、
応答いただけると幸いです。
なお、ご連絡が夜間や土日となる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

※ご不明な点は、『明渡相談窓口 Tel 052-523-3882』までお気軽にご相談ください。